

令和6年度 嵐山町水道水質検査計画

嵐山町では、皆さまに安全安心な水道水をお届けできるよう、法令に基づく水道水の水質検査を定期的に行っています。

この水質検査をより適正なものにするるとともに、利用者の皆様に内容をできる限り公開しご理解とご協力をいただけるよう、「水質検査計画」を策定しています。水質検査計画は嵐山町の水道原水及び水道水の状況を踏まえ、毎年見直しています。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題
- 4 水質検査項目、採水地点、採水頻度及びその理由
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法（水質検査体制）
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 その他配慮すべき事項

1 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場などの配水系統ごとに、水質基準への適合性を判断することができる代表的な給水栓を選定して行います。
また、水源の汚染がないかを監視する目的で、水道原水（井戸水）の検査も行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。又、供給している水道水がより安全で良質であることを確認するため水質管理目標設定項目やクリプトスポリジウムなどの項目についても検査を実施します。
- (3) 水質汚濁事故等のように、水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和4年度末）

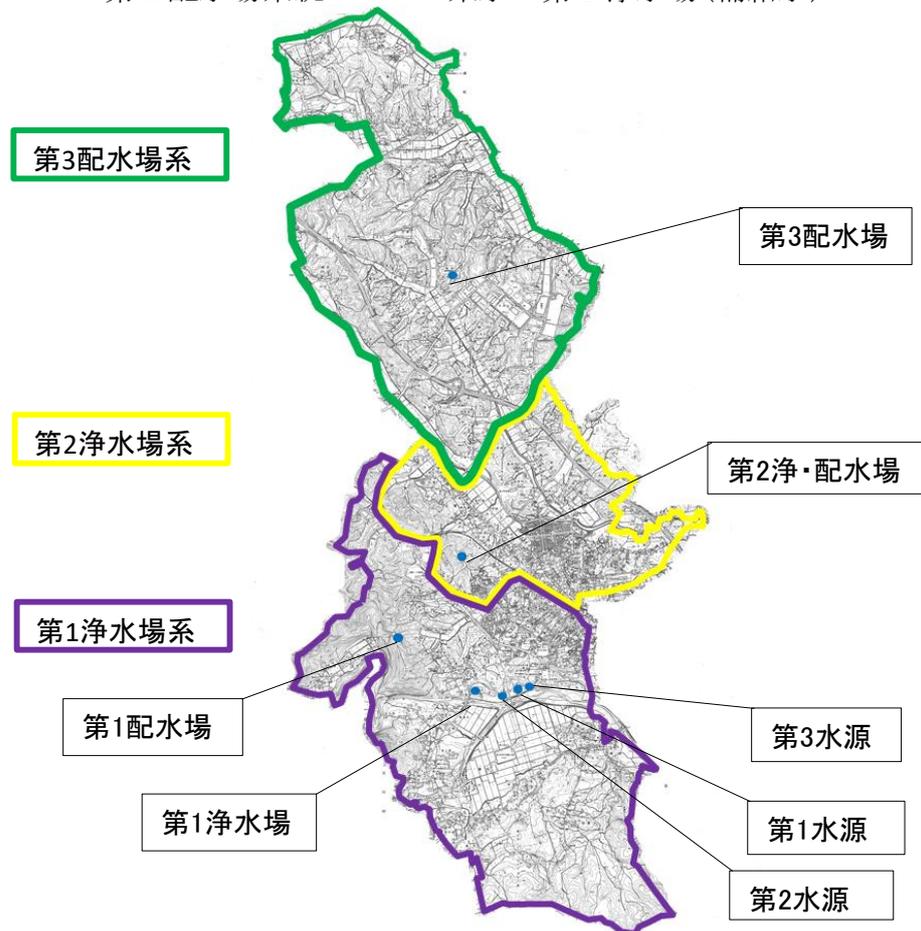
- ・給水区域 嵐山町内 29.92 km²
- ・給水人口 17,477 人
- ・普及率 99.91 %
- ・1日最大配水量 10,536 m³
- ・計画1日最大配水量 14,800 m³
- ・1日平均配水量 7,645 m³

(2) 浄水場の名称及び浄水方法

- ・第1浄水場 塩素消毒処理
- ・第2浄水場 塩素消毒処理
- ・第3配水場 塩素消毒処理（補給）

(3) 水源の名称及び種別

- ・第1浄水場系統 第1、第2水源（浅井戸）
- ・第2浄水場系統 第3水源（浅井戸）
- ・第3配水場系統 県水＋第2浄水場（補給水）



3 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意する事項

原水は、埼玉県営水道からの浄水受水(約25%)と浅井戸からなり、水質が良好で水質変動もほとんどなく、浅井戸原水は浄水場で消毒し配水しており、水質管理も良好におこなわれています。

4 水質検査項目、採水地点、採水頻度及びその理由

(1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素濃度)の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

(2) 水質基準項目の検査

浄水の水質基準項目については、(別表一1)のとおり実施します。

なお、フッ素及びその化合物・ジェオスミン・2-メチルイソボルネオールは過去3年間の水質検査で基準の1/10程度であるため、年1回の検査とします。

水源の水質監視のために、原水については年1回の原水全項目(39項目)検査を実施します(別表一2)。

(3) その他の項目

ア 水質管理目標設定項目については、水質管理上留意すべき項目として水質基準項目に準じた検査の実施が求められていることから、浄水で年1回の検査を実施します。(別表一3)

イ 検出状況の知見集積に努めることとされる要検討項目のうち住民の関心の高いダイオキシン類について、浄水3地点、原水3地点の検査を年1回実施します。(別表一4)

ウ クリプトスポリジウム等の関係については、原水3地点の指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査を毎月実施します。(別表一2)

※クリプトスポリジウム及びジアルジアは残留塩素では死滅させることができない原虫で、経口摂取した場合下痢を発症し、体の弱い人には重篤な健康被害を及ぼすとされています。

エ 放射性物質に係る検査目標値については、放射性セシウム(セシウム134及び137の合計)10 Bq/kg以下を水道水中の目標値として監視します。

検査頻度は3ヶ月毎に1回、浄水3地点、原水3地点を交互に検査し、検査機器については原則ゲルマニウム半導体検出器を用い、検査精度は1Bq/kgを確保する事とします。

5 臨時の水質検査

以下のような場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近, 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

6 水質検査の方法

1日1回行う検査は自己検査とし、その他については水道法第20条の規定に基づく登録水質検査機関に委託します(検査機関選定に際しては、ISO9001やISO/IEC17025(注1)など国際的に通用する優良分析機関の認定を取得しているかどうか、または、水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)(注2)の認定を受けているかどうかなどを参考にします)。

7 水質検査計画及び検査結果の公開

水質検査計画は毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を町ホームページで公表します。

8 その他配慮すべき事項

(1) 水質検査の精度

定期の水質検査は、水道水の最終的な安全確認であり、その信頼性確保が重要なことから、嵐山町では、厚生労働省が登録する登録水質検査機関に委託しています。また、登録水質検査機関における精度管理の実施状況等を確認し、水質検査の精度が適正に保たれていることを確認します。

(2) 関係者との連携

水源井戸の周辺で水質事故が発生した場合は、県の保健所等関係機関と連携して、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。

注1：ISO9001：品質マネジメントシステム

品質管理及び品質保証のための国際標準モデルとしてISO（国際標準化機構）によって1987年に制定されました。2000年に大幅な改訂が行われ品質マネジメントシステムとなりました。

9001は製品の品質保証と、顧客満足及び改善を含む組織の管理まで踏み込んだ品質マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格です。

ISO/IEC17025：試験所認定制度試験所の管理システムと試験の実行能力について国際的に認められた品質を保証します。

「試験所認定制度」とは、試験所が発行する試験報告書の信頼性を確保するために、国際規格であるISO/IEC17025（試験所の能力に関する一般要求事項）に基づいて、試験所の管理システムと試験の実行能力に関し、その分野の専門家が審査し、適正な試験結果を出す能力のあることを認定する制度です。

注2：水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）

（社）日本水道協会が認定を行う水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）は、水道法に基づいて水道水の水質検査を実施する“水道事業体の水質検査部門、及び水道法第20条検査機関”が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、水質検査結果の信頼性を確保することを目的として作成されており、ISO9001と、ISO17025の一部を水道の水質検査に特化して具体化されたものです。

嵐山町上下水道課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

TEL 0493-62-0728

FAX 0493-62-3900

令和6年度 水質検査地点と検査頻度

(別表-1)

地点 第1浄水場系統(嵐山-浄-1) 笛吹休憩所
 第2浄水場系統(嵐山-浄-2) 川島採水所
 第3配水場系統(嵐山-浄-3) 古里 コミュニティ 消防 センター

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査
基01	一般細菌	○		
基02	大腸菌	○		
基03	カドミウム及びその化合物		○	
基04	水銀及びその化合物		○	
基05	セレン及びその化合物		○	
基06	鉛及びその化合物		○	
基07	ヒ素及びその化合物		○	
基08	六価クロム化合物		○	
基09	亜硝酸態窒素		○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		
基12	フッ素及びその化合物			○
基13	ホウ素及びその化合物		○	
基14	四塩化炭素		○	
基15	1,4-ジオキサン		○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○	
基17	ジクロロメタン		○	
基18	テトラクロロエチレン		○	
基19	トリクロロエチレン		○	
基20	ベンゼン		○	
基21	塩素酸		○	
基22	クロロ酢酸		○	
基23	クロロホルム		○	
基24	ジクロロ酢酸		○	
基25	ジブロモクロロメタン		○	
基26	臭素酸		○	
基27	総トリハロメタン		○	
基28	トリクロロ酢酸		○	
基29	ブロモジクロロメタン		○	
基30	ブロモホルム		○	
基31	ホルムアルデヒド		○	
基32	亜鉛及びその化合物		○	
基33	アルミニウム及びその化合物		○	
基34	鉄及びその化合物		○	
基35	銅及びその化合物		○	
基36	ナトリウム及びその化合物		○	
基37	マンガン及びその化合物		○	
基38	塩化物イオン	○		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○	
基40	蒸発残留物		○	
基41	陰イオン界面活性剤		○	
基42	ジオスミン			○
基43	2-メチルイソボルネオール			○
基44	非イオン界面活性剤		○	
基45	フェノール類		○	
基46	有機物(TOC)	○		
基47	pH値	○		
基48	味	○		
基49	臭気	○		
基50	色度	○		
基51	濁度	○		

令和6年度 水質検査地点と検査頻度

地点 原水3地点 (別表-2)
 第1浄水場系統(嵐山-原-1) 第1水源
 第1浄水場系統(嵐山-原-2) 第2水源
 第2浄水場系統(嵐山-原-3) 第3水源

	水質基準項目	毎月検査	年1回検査
基01	一般細菌		○
基02	大腸菌		○
基03	カドミウム及びその化合物		○
基04	水銀及びその化合物		○
基05	セレン及びその化合物		○
基06	鉛及びその化合物		○
基07	ヒ素及びその化合物		○
基08	六価クロム化合物		○
基09	亜硝酸態窒素		○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○
基12	フッ素及びその化合物		○
基13	ホウ素及びその化合物		○
基14	四塩化炭素		○
基15	1,4-ジオキサン		○
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○
基17	ジクロロメタン		○
基18	テトラクロロエチレン		○
基19	トリクロロエチレン		○
基20	ベンゼン		○
基21	塩素酸		—
基22	クロロ酢酸		—
基23	クロロホルム		—
基24	ジクロロ酢酸		—
基25	ジブロモクロロメタン		—
基26	臭素酸		—
基27	総トリハロメタン		—
基28	トリクロロ酢酸		—
基29	ブロモジクロロメタン		—
基30	ブロモホルム		—
基31	ホルムアルデヒド		—
基32	亜鉛及びその化合物		○
基33	アルミニウム及びその化合物		○
基34	鉄及びその化合物		○
基35	銅及びその化合物		○
基36	ナトリウム及びその化合物		○
基37	マンガン及びその化合物		○
基38	塩化物イオン		○
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○
基40	蒸発残留物		○
基41	陰イオン界面活性剤		○
基42	ジェオスミン		○
基43	2-メチルイソボルネオール		○
基44	非イオン界面活性剤		○
基45	フェノール類		○
基46	有機物(TOC)		○
基47	pH値		○
基48	味		—
基49	臭気		○
基50	色度		○
基51	濁度		○
	嫌気性芽胞菌	○	
	大腸菌(定量)	○	
	クリプトスポリジウム等	○	

令和6年度 水質検査地点と検査頻度

(別表-3)

地点 第1浄水場系統(嵐山-浄-1) 笛吹休憩所
 第2浄水場系統(嵐山-浄-2) 川島採水所
 第3配水場系統(嵐山-浄-3) 古里 コミュニティ 消防 センター

	水質管理目標設定項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査
目01	アンチモン及びその化合物			○
目02	ウラン及びその化合物			○
目03	ニッケル及びその化合物			○
目05	1,2-ジクロロエタン			○
目08	トルエン			○
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)			○
目10	亜塩素酸			-
目12	二酸化塩素			-
目13	ジクロロアセトニトリル			○
目14	抱水クロラール			○
目15	農薬類		○	
目16	残留塩素			○
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○
目18	マンガン及びその化合物			○
目19	遊離炭酸			○
目20	1,1,1-トリクロロエタン			○
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)			○
目22	有機物質(KMnO4)			○
目23	臭気強度(TON)			○
目24	蒸発残留物			○
目25	濁度			○
目26	pH 値			○
目27	腐食性(ランゲリア指数)			○
目28	従属栄養細菌			○
目29	1,1-ジクロロエチレン			○
目30	アルミニウム及びその化合物			○
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)			○

※目10, 12については二酸化塩素を使用していないので省略

※目15、農薬類 5月:ピリプチカルブ、グリホサート、6月:プレチラクロール、アセフェート
 7月:フェノブカルブ、ジスルホトン、8月:ピラクロニル、メソミル

(別表-4)

地点 ○浄水3地点(8月浄水) ○原水3地点(1月原水)
 第1浄水場 第1水源
 第2浄水場 第2水源
 第3配水場 第3水源

要検討項目	年2回
ダイオキシン類	○